報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

東北管区行政評価局

平成 31 年 3 月 19 日

大学における学割証発行の運用の見直しについて
－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん等－

総務省東北管区行政評価局は、次の行政相談を受け、東北管内の国公私立大学52 校における学割証の発行状況を調査し、民間有識者で構成する「行政苦情救済推進会議」（座長：斉藤睦男弁護士）のご意見を踏まえ、東北管内の国立大学6 校（弘前大学、岩手大学、秋田大学、東北大学、山形大学及び福島大学）に対し、学割証発行の運用の見直しについてあっせん又は参考連絡を行いました。（別紙参照）

（行政相談の要旨）

私が在学している大学では学割証の年間発行枚数が 10 枚に制限されているため、帰省や就職活動等で使い切ってしまい足りない。他大学のように年間発行枚数の制限を撤廃してほしい。

（注）当該大学は、当局が照会したことを契機として、自主的に制限を撤廃した。

（制度の概要）

・　学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）制度は、各旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）が指定する学校（小・中・高校、大学等）の学生・生徒を対象として、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施。
・　学生・生徒に対する学割証の発行は、各学校において実施。
・　学生・生徒は、学割証を JR の窓口に提出すると、片道の営業距離が 100 kmを超える区間の普通乗車券を 2 割引で購入可能。
・　学割証の配付事務を担当する独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）では、学割証は使用目的の範囲内であれば発行枚数の制限はない旨、各学校に周知。

（調査結果）

○　東北管内の大学 52 校における学割証の発行状況
・　行政相談を踏まえ東北管内の国立大学 7 校について実地調査すると共に、公立・私立大学 45 校に対してアンケート調査を実施した。
・　調査対象 52 校のうち学生 1 人当たりの年間発行枚数を制限していないものが 30 校、制限しているものが 22 校。ただし、制限している 22 校で

は、制限を超えた場合に学生からの要望に応じて追加発行する取扱い。→実質的に年間発行枚数を制限している大学はなし。

○　国立大学における学割証の発行状況

【学割証の追加発行の周知状況】

・　実地調査した国立大学 7 校では、自動発行機により学割証を発行している。
・　うち 6 校では、自動発行機での年間発行枚数を制限。制限を超えた場合、学生課等の窓口に申請することで追加発行は可能。
・　6 校において、制限を超えた場合の追加発行の取扱いについて周知状況を調査したところ、5 校で周知が不十分な例あり。

（学割証発行の周知媒体）

ホームページ　　：6 校中 5 校で周知不十分
自動発行機　　：6 校中 2 校で周知不十分
学生ハンドブック等：5 校(注)中 4 校で周知不十分

(注)6 校のうち 1 校は、紙媒体での学生ハンドブックは作成していない。

〔周知されている例〕　自動発行機に追加発行の表示有り
学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）は 10 枚で一度発行上限となります。就活などでそれ以上に必要になった場合は都度追加発行できるようにします。

〔周知されていない例〕　自動発行機に追加発行の表示なし
学割証は年間 10 枚以内です。

（行政苦情救済推進会議の主な意見）

・周知が不十分であれば、学割証の追加発行を諦めてしまう学生もいるのではないか。
・制限を超えた場合の取扱いは、自動発行機に表示すべきである。

【自動発行機での年間発行枚数の制限状況】

・　自動発行機で年間発行枚数を制限している 6 校の制限枚数をみると、年間 10 枚としているもの 4 校、年間 20 枚としているもの 2 校。
・　自動発行機での制限理由については、①特段の理由はなく、これまでの慣例による、②10 枚で足りている、③節度ある使用を考えさせるとする教育的指導、④大量発行を防止する等。
・　しかし、一方で、①今回調査した東北管内の国公私立大学 52 校のうち 30 校は年間発行枚数を制限していない、②制限しているものの、その枚数を年

間 20 枚、30 枚としている大学もある、③制限している国立大学 6 校の中には延べ年間 100 人以上の学生が窓口で追加発行を受けているものがある。

（行政苦情救済推進会議の主な意見）

・自動発行機での年間発行枚数を無制限とした場合、不必要な大量発行につながるおそれがあるとの大学側の意見については理解できる面もある。
・しかし、年間発行枚数については、大学によって状況が異なることから、各大学が発行実態に合わせ、柔軟に見直すことを検討する余地があるのではないか。

（あっせん事項・参考連絡事項）

○　各大学は、学割証の目的の範囲内であれば、自動発行機での年間発行枚数の制限を超えて窓口で追加発行が可能であることを学生が理解できるよう、自動発行機、ホームページ、学生ガイド等に明記するなど、周知の徹底を図る必要がある（弘前大学、岩手大学、秋田大学、東北大学及び山形大学に対するあっせん事項）。
○　各大学は、学生の負担軽減等の観点から、自動発行機による年間発行枚数について、それぞれの大学の実情を踏まえ、改めて見直しを検討することが望ましい。（弘前大学、岩手大学、秋田大学、東北大学、山形大学及び福島大学に対する参考連絡事項）

【本件照会先】
東北管区行政評価局
首席行政相談官室　阿部 佐々木
小岩
電話：０２２－２６２－７８４０

【参考】

東北管区行政評価局　行政苦情救済推進会議

行政苦情事案への対応に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立って、苦情の原因である行政の制度・運営の改善を図ることを目的として開催しています。

（構成員）

座長	斉藤　睦男	弁護士
	遠藤　恵子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団評議員
	武田　真一	河北新報社防災・教育室長兼論説委員会委員
	藤田　祐子	弁護士
	渡部　秀一	東北行政相談委員連合協議会会長
	渡辺　静吉	仙台商工会議所副会頭